

令和7年度からの変更点

- ・ 食事提供体制加算
- ・ 処遇改善加算の経過措置終了
- ・ 業務継続計画の未策定減算
- ・ 令和7年4月1日異動の体制届について

(18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]	[見直し後]
基準費用額	54,000円	→ 55,500円

(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労

改正後	現 行
<p>ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>⑬ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑭ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p><u>また</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p>	<p>ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>⑫ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第6の9の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。</p> <p>⑬ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第6の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。</p> <p>この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。</p> <p><u>なお</u>、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。</p>

改正後	現行
<p><u>摂食量の記録に当たっては、目視や自己申告等による方法も可能とする。なお、今後の食事の提供や、支援の方向性に関連するものであるため、できるだけ正確な記録が良いと考えられるが、負担とのバランスを考慮する必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1/2」、「全体の〇割」などといったように記載すること。</u></p> <p><u>摂食量の記録は、提供した日については必ず記録すること。</u></p> <p><u>(三) 注の(3)について</u></p> <p><u>おおむねの身長が分かっている場合には、必ずBMIの記録を行うこと。身体障害者等で身長の測定が困難であり、これまで身長を計測したことがない者、または身長が不明な者については、体重のみの記録で要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>また、利用者自身の意向により、体重を知られたくない場合については、例外的に(3)を把握せずとも要件を満たすこととして差し支えない。その場合、個別支援記録等において意向の確認を行った旨を記録しなければならない。</u></p> <p><u>なお、体重などは個人情報であることから、個人情報の管理は徹底すること。</u></p> <p><u>⑮ 延長支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第6の11の延長支援加算については、<u>所要時間8時間以上9時間未満</u>の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、<u>日常生活上の世話</u>を行った場合に、1日の<u>所要時間</u>の時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑭ 延長支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第6の11の延長支援加算については、<u>運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間</u>の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、<u>指定生活介護等</u>を行った場合に、1日の<u>延長支援に要した</u>時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p>

令和7年度からの変更点

- ・ 食事提供体制加算
- ・ 処遇改善加算の経過措置終了
- ・ 業務継続計画の未策定減算
- ・ 令和7年4月1日異動の体制届について

「処遇改善加算」の制度が一本化（福祉・介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上がります

福祉・介護職員の人材確保を更に推し進め、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行います。

新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	合計の加算率
I	I	有	6.9%
		なし	5.8%
	II	有	6.8%
		なし	5.7%
	なし	有	5.5%
		なし	4.4%
II	I	有	5.7%
		なし	4.6%
	II	有	5.6%
		なし	4.5%
	なし	有	4.3%
		なし	3.2%
III	I	有	4.3%
		なし	3.2%
	II	有	4.2%
		なし	3.1%
	なし	有	2.9%
		なし	1.8%

令和6年6月から

福祉・介護職員等処遇改善加算（新加算）	加算率
I	8.1%
II	8.0%
III	6.7%
IV	5.5%

※加算率は全て生活介護の例

一本化
要件を再編・統合 & 加算率引き上げ

+ 新加算 V

令和6年度中は必ず加算率が上がる仕組み



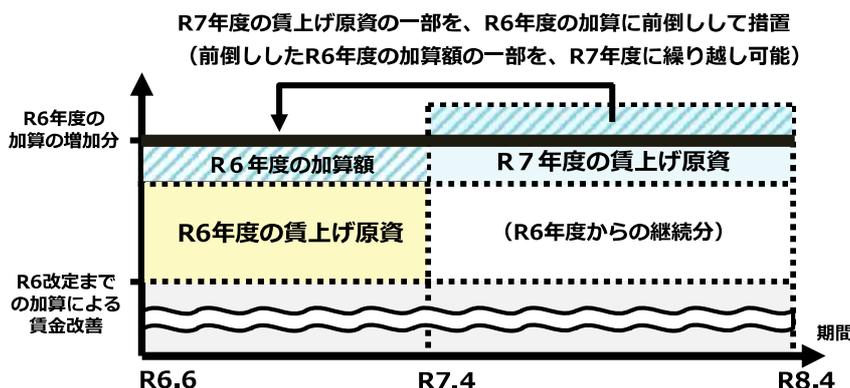
令和6年度中の経過措置（激変緩和措置）として、新加算V(1)～V(14)を設けます。

令和6年6月から令和6年度末までの経過措置区分として、現行3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算V(1)～V(14)を設けます。
(加算率7.0%～3.0%)

- 今般の報酬改定による加算措置の活用や、賃上げ促進税制の活用等を組み合わせることにより、令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実現いただくようお願いしています。



今般の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置しており、令和7年度分を前倒して賃上げいただくことも可能。前倒した令和6年度の加算額の一部を、令和7年度内に繰り越して賃金改善に充てることも可。



賃上げ促進税制とは…

- 事業者が賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから控除できる制度。
- 大企業・中堅企業は賃上げ額の最大35%、中小企業は最大45%を法人税などから控除できる。



福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
 - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
加算率 (※)	新加算 (福祉・介護職員等処遇改善加算)	I 新加算 (Ⅱ) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること (生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【4.4%】 b. 特定処遇加算 (Ⅰ) 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.1%】		Ⅱ 新加算 (Ⅲ) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化 【見直し】 ・ ダループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【4.4%】 b. 特定処遇加算 (Ⅱ) 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【8.0%】		Ⅲ 新加算 (Ⅳ) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算 (Ⅰ) 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【6.7%】		Ⅳ 新加算 (Ⅳ) の1/2 (2.7%) 以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善 (職場環境等要件) 【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算 (Ⅱ) 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等
【5.5%】				

※加算率は生活介護のものを例として記載。

新加算 (Ⅰ～Ⅳ) は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

処遇改善加算の更なる取得促進に向けた方策

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等 ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		○	○	◎	◎
昇給の仕組み			○	○	○
改善後賃金年額440万円				○	○
経験・技能のある福祉・介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）
 さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。（通知改正）

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- 要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況

	取得	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ以下				未取得
				加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ		
介護給付(訪問系、日中活動系、施設系) <small>注1</small>	87.7%	41.4%	27.8%	18.5%	11.9%	2.6%	4.0%	12.3%
訓練等給付(居住支援系、訓練系・就労系) <small>注2</small>	84.9%	42.2%	20.5%	22.3%	14.8%	3.4%	4.1%	15.1%
障害児支援に係る給付(障害児通所系、障害児訪問系、障害児入所系) <small>注3</small>	91.1%	47.0%	24.6%	19.4%	15.1%	1.9%	2.4%	8.9%
全体	87.7%	43.1%	24.7%	19.8%	13.6%	2.6%	3.7%	12.3%

【出典】国保連データ(令和6年9月サービス提供分)

注1) 介護給付(訪問系、日中活動系、施設系)：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、短期入所、生活介護、施設入所支援

注2) 訓練等給付(居住支援系、訓練系・就労系)：自律訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助(介護サービス包括型、外部サービス利用型、日中サービス支援型)

注3) 障害児支援に係る給付(障害児通所系、障害児訪問系、障害児入所系)：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

令和7年度からの変更点

- ・ 食事提供体制加算
- ・ 処遇改善加算の経過措置終了
- ・ 業務継続計画の未策定減算
- ・ 令和7年4月1日異動の体制届について

きることとする。

- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
 - ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。
- また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。
- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- 所定単位数の3%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- 所定単位数の1%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

令和7年度からの変更点

- ・ 食事提供体制加算
- ・ 処遇改善加算の経過措置終了
- ・ 業務継続計画の未策定減算
- ・ 令和7年4月1日異動の体制届について

体制届提出に関する注意点①

①届出方法

電子申請サービスとなります。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62111

②就労継続支援A型事業所は加算変更がない場合でも、提出が必須です。

③令和7年4月1日異動分は現在受付中です。
締め切りは令和7年4月15日（火）受付完了です。

体制届提出に関する注意点②

- ④前年度平均利用者数が変わり、夜間支援対象者数が変わった場合について
→体制届の提出が必要です。

- ⑤共同生活援助は令和6年度以降、介護サービス包括型は6：1のみです。
→人員配置体制加算を取得する場合は、体制届の提出が必要です。

(様式第5号)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者所在地
法人名
代表者名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

GH	事業所番号																			
自立生活援助	事業所番号																			
短期	事業所番号																			

届出者	フリガナ 名称																			
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -)																	
	連絡先	電話番号											FAX番号							
	代表者の職・氏名		職名											氏名						
	代表者の住所		(郵便番号 -)																	
事業所の状況	フリガナ 名称																			
	主たる事業所の所在地		(郵便番号 -)																	
	連絡先	電話番号											FAX番号							
	電子メールアドレス																			
	管理者の氏名		職名											氏名						
	管理者の住所		(郵便番号 -)																	
事業所の種類 届出を行う	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)													
	給付訓練等	共同生活援助	○		1 新規 2 変更 3 終了															
		自立生活援助			1 新規 2 変更 3 終了															
	給付介護	短期入所			2 新規 2 変更 3 終了															
特記事項	変更前										変更後									
関係書類			別紙のとおり																	

注1 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

注2 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。

注3 「異動項目」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注4 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

届出事務担当者	
電話番号	
(日中連絡先)	

(別紙)

GH	事業所番号																		
自立生活援助	事業所番号																		
短期	事業所番号																		

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所・施設名	フリガナ 名称																	
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 —)																
特記事項	変更前								変更後									

- ※ 記載漏れ、記載誤りがあると台帳の修正ができず正しい請求が出来なくなります。
- ※ 記載漏れ、記載誤りがないよう十分に注意してください。
- ※ 新たに算定又は変更する全ての加算について、個別具体的に記載してください。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	延べ利用者数	開所日数	利用者の平均年齢	人員配置区分(※1)	その他該当する体制等									
						適用開始日	別紙								
各サービス共通					1. 6.1 2. 10.1 3. 旧I型 4. 旧II型 11. 旧日中支援型 12. 旧日中支援II型 13. 5.1	施設区分	1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型		別紙2						
						大規模住居(※5)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)								
						職員欠如	1. なし 2. あり								
						サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり								
						身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり								
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり								
						業務継続計画未策定	1. なし 2. あり								
						情報公表未報告	1. なし 2. あり								
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙18-1						
						視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		別紙3						
						看護職員配置体制	1. なし 2. あり		別紙38						
						夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III		別紙17						
						夜間支援等体制加算I加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI		別紙17						
						夜間加配職員体制	1. なし 2. あり		別紙39						
						重度障害者支援職員配置(※6)	1. なし 2. あり		別紙19						
						地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり		別紙22-1 別紙22-2						
						精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		別紙36						
						強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり		別紙37						
						強度行動障害者体験利用加算職員配置	1. なし 2. あり		別紙42						
						医療連携体制加算(Ⅳ)	1. なし 2. あり		別紙15						
						通所者生活支援	1. なし 2. あり		別紙16						
						医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり		別紙43						
						居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当		別紙49						
						移行支援居住原体制(自立生活支援加算(Ⅲ))	1. なし 2. あり		別紙48-1 別紙48-2						
						人員配置体制	1. なし 2. 7.5:1 3. 12:1 4. 20:1 5. 30:1		別紙2-1 別紙2-2 別紙2-3						
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※11)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV								
						指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当								
						ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり		別紙44-1別紙44-2						
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		別紙46						
						障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. I 3. II 4. I・II		別紙47						
						中核的人材配置体制	1. なし 2. あり		別紙19						
						高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり		別紙45						
						短期入所 ※別紙2必須 ※参考様式必須 (共同生活援助利用者の状況)					1. 30:1未満 2. 30:1以上	施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)		
												定員超過	1. なし 2. あり		
												職員欠如	1. なし 2. あり		別紙2
大規模減算	1. なし 2. あり		別紙2												
身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり														
虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり														
業務継続計画未策定	1. なし 2. あり														
情報公表未報告	1. なし 2. あり														
常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり		別紙38												
重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり		別紙23												
単独型加算	1. なし 2. あり														
医療連携体制加算(Ⅸ)	1. なし 2. あり														
栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士		別紙7												
食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙7												
送迎体制	1. なし 2. あり		別紙10												
日中活動支援体制	1. なし 2. あり														
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※11)	1. なし 2. I 4. III 5. IV														
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当														
共生型サービス対象区分(※4)	1. 非該当 2. 該当														
福祉専門職員配置等	1. なし 2. I 3. II		別紙18-2												
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		別紙46												
中核的人材配置体制	1. なし 2. あり		別紙23												
自立生活援助					1. 30:1未満 2. 30:1以上	サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		-						
						標準期間超過	1. なし 2. あり		-						
						虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		-						
						業務継続計画未策定(※13)	1. なし 3. あり		-						
						情報公表未報告	1. なし 2. あり		-						
						福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙18-1						
						居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当		別紙49						
						福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※11)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		-						
						ピアサポート体制	1. なし 2. あり		別紙44-3						
						地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		別紙46						
地域生活支援拠点等機能強化体制	1. なし 2. あり		別紙46-2												

注

- ※1 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
- ※2 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※3 「福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分」欄は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象が「2. あり」の場合に設定する。
- ※4 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。
- ※5 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。
- ※6 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。
- ※7 「地域移行等意向確認体制未整備」欄は、令和8年4月1日以降の場合に設定する。
- ※8 「夜間看護体制(看護職員配置数)」欄は、看護職員1名の配置に加え、さらに1名以上配置している場合、その人数を設定する。
- ※9 「地域体制強化共同支援加算対象」欄は、地域生活支援拠点等が「1. 非該当」の場合、「1. なし」または「2. あり」を設定する。
- ※10 「常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)」欄は、小数点以下を切り捨てた人数を設定する。
- ※11 「福祉・介護職員等処遇改善加算対象」欄は、令和7年4月1日以降の場合、「6. V」を設定しない。
- ※12 「福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分」欄は、福祉・介護職員等処遇改善加算対象が「6. V」の場合に設定する。
- ※13 以下のサービスについて、「業務継続計画未策定」欄は、令和7年4月1日以降の場合に設定する。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

令和 年度 共同生活援助利用者の状況

色が付いたセルにのみ記入してください。

法人名	
事業所名	
住居数	利用定員 人

1 利用者延べ人数

注1 指定共同生活援助を利用した者(体験利用含む)の延べ人数を記入すること。
 2 「年度計」欄は、各月ごとの延べ人数の合計を記入すること。(自動計算されます。)
 3 途中で利用者の入退去があった場合、入居した日を含み、退去した日は含まないものとする。
 (例:ある月において2人の利用者がホームを30日利用し、他の2人が28日利用した場合、
 延べ人数は2×30+2×28=116人となる。)

(1) 前年度4月以前に開所した住居の、前年度4月から3月までの年度実績 (単位:人)

	住居名	新規開設日	定員	年												年度計	夜間支援 対象者数	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1																	0	
2																	0	
3																	0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 前年度5月以降に開所して1年以上経過した住居の、直近1年間の実績 (単位:人)

	住居名	新規開設日	定員	年												計	夜間支援 対象者数	
1																	0	
2																	0	
3																	0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(3) 開所から6ヶ月以上1年未満の住居の、直近6ヶ月間の実績 (単位:人)

	住居名	新規開設日	定員	年												計	夜間支援 対象者数	
1																	0	
2																	0	
3																	0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4) 新規開所から6ヶ月以内の住居 (単位:人)

	住居名	新規開設日	定員	年												計	夜間支援 対象者数	
1																	0	
2																	0	
3																	0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

2 開所日数

1	(1)前年度の4月～3月の開所日数		日	※通常、365日もしくは366日
2	(2)直近1年間の開所日数		日	※通常、365日もしくは366日
3	(3)直近半年間の開所日数		日	※通常、183日前後

3 前年度の平均利用者数

1	(1)前年度4月以前に開所した住居	
2	(2)前年度5月以降に開所し、1年以上経過した住居	
3	(3)開所から6ヶ月以上1年未満の住居	
4	(4)新規開所から6ヶ月以内の住居	
	合計	0

4 世話人配置基準

- ・介護サービス包括型
- ・外部サービス利用型

6:1	0.0
-----	-----

- ・日中サービス支援型

5:1	0.0
-----	-----

(共同生活援助)夜間支援等体制加算届出書

事業所番号									
事業所名									
事業所の所在地									
連絡先	電話番号	担当者名							
	FAX番号								
夜間支援等体制加算(I)・(II)	1 夜間支援体制の確保が必要な理由						当該住居で認定される夜間支援体制(夜勤・宿直)		
	2 夜間支援の対象者数及び夜間支援従事者の配置状況 ※当該共同生活住居における前年度の平均利用者数(新設の場合は推定数)を四捨五入して記入してください。	共同生活住居名	夜間支援の対象者数(人)	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数(人)					
				夜間支援従事者①	夜間支援従事者②	夜間支援従事者③		夜間支援従事者④	夜間支援従事者⑤
	合計								
	3 夜間支援従事者を配置している場所	夜間支援従事者①							
		夜間支援従事者②							
		夜間支援従事者③							
夜間支援従事者④									
夜間支援従事者⑤									
4 配置場所から最も離れた共同生活住居までの移動時間(複数の共同生活住居の夜間支援を行っている場合)	夜間支援従事者①								
	夜間支援従事者②								
	夜間支援従事者③								
	夜間支援従事者④								
	夜間支援従事者⑤								
5 配置場所とグループホームとの間の連絡体制(非常連絡装置・増設電話等)(複数の共同生活住居の夜間支援を行っている場合)	夜間支援従事者①								
	夜間支援従事者②								
	夜間支援従事者③								
	夜間支援従事者④								
	夜間支援従事者⑤								
6 夜間支援体制を確保している夜間及び深夜の時間帯									
7 備考									
夜間支援等体制加算(III)	1 住居名					/			
	2 夜間における防災体制の内容(契約内容等)								
	3 新設の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制の確保の具体的な方法								
	4 備考								
夜間支援等体制加算(IV)・(V)・(VI)	1 夜間支援の住居及び夜間支援従事者の配置状況	夜間支援従事者⑥	住居名	滞在時間	住居名	滞在時間	/		
		夜間支援従事者⑦							
	2 夜間支援従事者が待機している場所	夜間支援従事者⑥							
		夜間支援従事者⑦							
	3 夜間支援体制を確保している夜間及び深夜の時間帯	夜間支援従事者⑥							
		夜間支援従事者⑦							

注1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

注2 日によって異なる夜間支援体制をとる場合(例えば「平日は夜勤、土日祝日は宿直」など)には、複数枚に書き分けるなど、それぞれの夜間支援体制について記載してください。

注3 夜間支援等体制加算(I)・(II)の2の「夜間支援の対象者数(人)」欄には、当該共同生活住居における前年度の平均利用者数(新設の場合は推定数)を記入してください。また、前年度の平均利用者数の算定に当たって小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入してください。

注4 夜間支援等体制加算(I)・(II)の3の「夜間支援従事者を配置している場所」欄について、1人の夜間支援従事者が複数の住居で支援を行う場合は、当該従事者の主たる配置場所を記入してください。

注5 夜間支援等体制加算(I)・(II)の6の「夜間支援体制を確保している夜間及び深夜の時間帯」欄について、共同生活住居ごとに時間帯が異なる場合は、共同生活住居ごとに記載してください。

注6 夜間支援等体制加算(III)については、2、3のいずれか、又は両方を記載してください。

注7 夜間支援等体制加算(III)の2については、事業所の人員体制や利用者との連絡体制を含め、具体的に記入して下さい。

注8 夜間支援等体制加算(IV)・(V)・(VI)の1については、当該従事者が支援体制を確保する住居名と滞在時間、夜間支援等体制加算の種類を記載してください。

注9 夜間支援等体制加算(IV)・(V)・(VI)の2については、当該従事者が巡回等をしていない時間帯の主たる滞在場所を記載してください。

注10 夜間支援等体制加算(IV)・(V)・(VI)の3については、当該従事者の事業所への配置時間帯を記載してください。

(別紙 2-2)

人員配置体制確認表 確認表

法人・事業所名		定員	
事業所番号			

1 サービス類型

介護サービス包括型事業所
外部サービス利用型事業所
日中サービス支援型事業所

2 運営状況

①新設又は増改築等の時点から6か月未満
②新設又は増改築等の時点から6か月以上1年未満
③新設又は増改築等の時点から1年以上

3 利用者数

利用者数 (平均)	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
老人居宅介護利用者 (再掲)							0.0人
定員増人数							0.0人
計	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人

4 基準上置くべき従業者数

	常勤換算数		特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間	
世話人 6:1	FALSE	0.0	0.0
世話人 5:1	FALSE	0.0	0.0
生活支援員	0.0人	0.0	0.0
合計	0.0人	0	0

5 当該事業所にて配置している従業者数

	常勤換算数			特定従業者用の勤務延べ時間数
	常勤換算による人数	勤務延べ時間	勤務延べ時間	
世話人 6:1	FALSE	0.0	0.0	
世話人 5:1	FALSE	0.0	0.0	
生活支援員	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
合計	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	

6 加配している特定従業者数

	特定従業者数換算数	
	特定従業者数換算による人数	勤務延べ時間数
世話人等	0.0人	0.0
合計	0.0人	0

(別紙 2-2)

7 人員配置体制加算の算定における必要加配数

調整数：常勤換算方法による基準上おくべき従業者数において、当該事業所の常勤換算における所定労働時間が40時間未満であった場合に、特定従業者数換算方法により算出された場合の値との差分をいう。

介護包括サービス型・外部サービス利用型						日中サービス支援型					
12:1の場合		30:1の場合		7.5:1の場合		20:1の場合					
特定従業者数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
勤務延べ時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
不足調整数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
加配状況	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!				
算定要件に対する加配状況	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!				

従業者の勤務体制一覧表

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	特定従業者換算後の人数	業務先
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
			0																																
サービス管理			0																												0	0.00			
			0																												0	0.00			
			0																												0	0.00			
			0																												0	0.00			
夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯	世話人		0																												0	0.00	#DIV/0!	0.0	
			0																												0	0.00			
			0																												0	0.00			
			0																												0	0.00			
生活支援員			0																												0	0.00	#DIV/0!	0.0	
		0																												0	0.00				
		0																												0	0.00				
		0																												0	0.00				
世話人・生活支援員の合計			0																												0	0.00	#DIV/0!	0.0	
総合計			0																												0	0.00			

1)週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上に定める時間数)

加配する特定従業者(世話人等)の勤務体制一覧表

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	特定従業者換算後の人数	業務先
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
			0																															
世話人等			0																												0	0.00	0.0	
		0																												0	0.00			
		0																												0	0.00			
		0																												0	0.00			
世話人・生活支援員の合計			0																												0	0.00	0.0	

1)週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数(就業規則上に定める時間数)

※「勤務形態」の左側の欄には「常勤・専従」や「非常勤・兼務」等を記載し、右側の欄には支援先のユニット名を記載すること(すべてのユニットに関わり支援している場合は「全ユニット」と記載すること。)

※特定有資格者(社会福祉士「社」、精神保健福祉士「精」、介護福祉士「介」)には名前の後に資格名と勤続年数(経験3年以上の者のみ)を記載すること。

- 手順1 サービス類型を選択 →1 サービス類型
- 手順2 運営状況を選択 →2 運営状況
- 手順3 対象となる利用者数を算出 →3 利用者数
- ・「2 運営状況」で①を選択した場合は、3に各々の推定数を記載する。
- ・「2 運営状況」で②③を選択した場合は、別紙参考表の計算式で算出された値を転記する。
- 手順4 基準上置くべき従業者数が表示される →4 基準上置くべき従業者数
- 手順5 「従業者の勤務体制一覧表」を記載する。
- 手順6 「5 当該事業所における基準上置くべき従業者数」が表示される →5 当該事業所における基準上置くべき従業者数
- 手順7 「4 基準上置くべき従業者数」と「5 当該事業所における基準上置くべき従業者数」を突合せ、基準上置くべき従業者数を満たしていることを確認する。
- 手順8 「7 人員配置体制加算の算定における必要加配数」を参考に、「算定要件に対する加配状況」が0になるように「加配する特定従業者(世話人等)の勤務体制一覧表」に職員を配置する。

※令和6年4月5日修正：「7 人員配置体制加算の算定における必要加配数」の加配状況勤務延べ時間数の欄に、「5 当該事業所における基準上置くべき従業者数」と「4 基準上置くべき従業者数」の勤務延べ時間の差引の時間が加わるよ

参考表

1 事業者名等

法人名			
事業所名			
事業所番号		定員	

2 事業所類型

	介護サービス包括型
	外部サービス利用型
	日中サービス支援型

※1 該当する類型の欄のプルダウンで○を選択する

5 前年度の平均利用者数

開所日数	延べ利用人数																計	
	区分1以下		区分2		区分3		区分4		区分5		区分6		計					
	利用者数 個人居宅介護等利用者	定員増人数																
4月	30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
5月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
6月	30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
7月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
8月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
9月	30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
10月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
11月	30日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
12月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
1月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
2月	29日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
3月	31日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
計	366日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0名
項目毎平均利用者数		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0名
区分毎平均利用者総数		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				

- ※1 「新設又は増改築等の時点から6か月未満」の場合は**入力不要**
- ※2 「新設又は増改築等の時点から6か月以上1年未満」の場合は、**直近6か月分を入力**
- ※3 「新設又は増改築の時点から1年以上」の場合は**直近1年分又は前年度分を入力**
- ※4 利用者が入居した日は含み、退去した日は含めない。
- ※5 途中で利用者の入退きがあった場合、入居した日を含み、退去した日は含まないものとする。
(例：ある月において2人の利用者がホームを30日利用し、他の2人が28日利用した場合、延べ人数は2×30+2×28=116人となる。)

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

届出者所在地

法人名

代表者名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号

Main form table with sections: 届出者(法人), 事業所・施設の状況, 届出を行う事業所・施設の種類, 特記事項

注1 注2 注3 注4 届出事務担当者 届出事務担当者連絡先

(別紙)

事業所番号

事業所・施設名	フリガナ		
	事業所・施設の名称		
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 埼玉県	— 郡市
特記事項	変更前 (年 月末現在の体制等状況)	変更後 (年 月 1 日現在の体制等状況)	

※記載漏れ・記載誤りがあると台帳の修正が出来ず、正しい給付費の請求ができなくなります。

記載漏れ、記載誤りが無いよう十分注意してください

※新たに算定又は変更する全ての加算について、個別具体的に記載してください。

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分(※1)	人員配置区分(※2)	その他該当する体制等	適用開始日	必要な別紙	
各サービス共通					地域区分 1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他			
療養介護 ※別紙2必須		1. 40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上		1. I型 2. II型 3. III型 4. IV型 5. V型	身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		-
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		-
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		-
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		-
					特例対象(※3)	1. なし 2. あり		-
					定員超過	1. なし 2. あり		-
					職員欠如	1. なし 2. あり		-
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		-
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I		別紙18-1
					人員配置体制	1. なし 2. あり		-
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		-
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		-
					地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		別紙37
					生活介護 ※別紙2、16-1必須 生活介護+短期入所 ※別紙2、16-2必須		4. 81人以上 5. 20人以下 6. 21人以上30人以下 7. 31人以上40人以下 8. 41人以上50人以下 9. 51人以上60人以下 10. 61人以上70人以下 11. 71人以上80人以下	4. 81人以上 6. 21人以上30人以下 7. 31人以上40人以下 8. 41人以上50人以下 9. 51人以上60人以下 10. 61人以上70人以下 11. 71人以上80人以下
定員超過	1. なし 2. あり		-					
職員欠如	1. なし 2. あり		-					
サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり		-					
開所時間減算	1. なし 2. あり		-					
開所時間減算区分(※4)	1. 4時間未満 2. 4時間以上6時間未満		-					
短時間利用減算	1. なし 2. あり		-					
大規模事業所	1. なし 5. 定員81人以上		-					
医師配置	1. なし 2. あり		-					
身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)		-					
虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		-					
業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		-					
情報公表未報告	1. なし 2. あり		-					
人員配置体制	1. なし 2. あり		別紙16					
福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I 6. I・III 7. II・III		別紙18-1					
常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり		別紙9					
常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)(※14)	看護職員常勤換算員数()		-					
視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I		I別紙3-1 II別紙3-2					
重度障害者支援I体制	1. なし 2. あり		-					
重度障害者支援II・III体制	1. なし 2. あり		別紙4-2					
リハビリテーション加算	1. なし 2. あり		別紙21-1					
食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙7-2					
延長支援体制	1. なし 2. あり		別紙17					
送迎体制	1. なし 3. I 4. II		別紙10					
送迎体制(重度)	1. なし 2. あり		別紙10					
就労移行支援体制	1. なし 2. あり		別紙6					
就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()		別紙6					
入浴支援体制	1. なし 2. あり		別紙11					
栄養改善体制	1. なし 2. あり		-					
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		-					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		-					
共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		-					
サービス管理責任者配置等(※5)	1. なし 2. あり		別紙25					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		別紙37					
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり		別紙19					
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり		別紙24					
短期入所 ※別紙2必須					施設区分	1. 福祉型 2. 医療型 3. 福祉型(強化)		-
					定員超過	1. なし 2. あり		-
					職員欠如	1. なし 2. あり		-
					大規模減算	1. なし 2. あり		-
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり		-
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり		-
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり		-
					情報公表未報告	1. なし 2. あり		-
					常勤看護職員等配置	1. なし 2. あり		別紙9
					重度障害者支援加算(強度行動障害)	1. なし 2. あり		別紙4-3
					単独型加算	1. なし 2. あり		-
					医療連携体制加算(IX)	1. なし 2. あり		別紙23
					栄養士配置	1. なし 2. その他栄養士 3. 常勤栄養士 4. 常勤管理栄養士		別紙7-1
					食事提供体制	1. なし 2. あり		別紙7-1
					送迎体制	1. なし 2. あり		別紙10
					日中活動支援体制	1. なし 2. あり		別紙41
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV		-
					指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当		-
					共生型サービス対象区分	1. 非該当 2. 該当		-
福祉専門職員配置等(※5)	1. なし 2. I 3. II		別紙18-2					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当		別紙37					
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり		別紙19					

平均障害支援区分の状況、人員配置体制加算、
夜勤職員配置体制加算及び夜間看護体制加算に関する届出書

事業所・施設の名称	
-----------	--

○ 平均障害支援区分の状況・人員配置体制加算(生活介護)

当該事業所・施設の定員						
利用者数	0.0		開所日数			
障害支援区分	人員	うち区分5以上 に準ずる	延べ利用 者数 (a)	うち区分5 以上に準ずる	算定(b)	延べ区分 (a×b)
経過措置対象者						
区分2					× 2	0
区分3					× 3	0
区分4					× 4	0
区分5					× 5	0
区分6					× 6	0
総 計			0			0
平均障害支援区分(②÷①)						0
「区分5以上」の利用者及び区分4以下で「区分5以上に準ずる」利用者の数の割合 ((③+④)÷①、%)						0%
生活支援員等の 常勤換算数(人)			人員配置体制 加算区分	I(常勤換算で1.5:1以上) II(常勤換算で1.7:1以上) III(常勤換算で2:1以上) IV(常勤換算で2.5:1以上) なし		

- ※ 電子ファイルに数字等を入力する場合は、青色の部分のみ記載すること。(色が入っていないセルには関数が入っています。)
- ※ 人員、延べ利用者数及び開所日数については前年度のものを基本とするが、新規参入事業所の場合は推定数(登録予定人員などから推計した1ヶ月間の推定数)について記載すること。
- ※ 区分2、3であっても本事業の対象とならない経過措置対象者は、「経過措置対象者」欄に記載してください。
- ※ 「うち区分5以上に準ずる」の項には、区分4以下であって、行動関連項目の点数の合計が10点以上である利用者及び喀痰吸引等を必要とする利用者の数を記載すること。

○ 夜勤職員配置体制加算・夜間看護体制加算(施設入所支援)

申請する加算	なし	夜勤職員配置体制加算	夜間看護体制加算
夜勤職員配置の状況	人	(うち看護職員	人)

- ※ 「夜間看護体制加算」を算定するには、「夜勤職員配置体制加算」が算定されている必要がある。
- ※ 「夜勤職員配置の状況」には、施設入所支援を提供する時間に配置している職員の数に記載すること。

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

届出者所在地

法人名

代表者名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所番号

届出者 (法人)	フリガナ					
	法人の名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -) 埼玉県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
代表者の住所		(郵便番号 -) 埼玉県 郡市				
事業所・施設 の状況	フリガナ					
	事業所・施設の名称					
	主たる事業所・施設の所在地		(郵便番号 -) 埼玉県 郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	管理者の氏名		職名		氏名	
管理者の住所		(郵便番号 -) 埼玉県 郡市				
届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)
	介護給付			1 新規 2 変更 3 終了		
	療養介護			1 新規 2 変更 3 終了		
	生活介護			1 新規 2 変更 3 終了		
	短期入所			1 新規 2 変更 3 終了		
	施設入所支援			1 新規 2 変更 3 終了		
	訓練等給付			1 新規 2 変更 3 終了		
	自立訓練(機能訓練)			1 新規 2 変更 3 終了		
	自立訓練(生活訓練)			1 新規 2 変更 3 終了		
	宿泊型自立訓練			1 新規 2 変更 3 終了		
就労移行支援			1 新規 2 変更 3 終了			
就労継続支援A型			1 新規 2 変更 3 終了			
就労継続支援B型			1 新規 2 変更 3 終了			
就労定着支援			1 新規 2 変更 3 終了			
特記事項	変更前			変更後		
関係書類		別紙のとおり				

注1 「実施事業」欄は、異動等の有無に関わらず、該当する欄に「○」を記入してください。

注2 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注3 「異動項目」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注4 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。複数ある場合は、「別紙」に漏れなく記載してください

届出事務担当者	
届出事務担当者連絡先	

(別紙)

事業所番号

事業所・施設名	フリガナ		
	事業所・施設の名称		
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 埼玉県	— 郡市
特記事項	変更前 (年 月末現在の体制等状況)	変更後 (年 月 1 日現在の体制等状況)	

※記載漏れ・記載誤りがあると台帳の修正が出来ず、正しい給付費の請求ができなくなります。

記載漏れ、記載誤りが無いよう十分注意してください

※新たに算定又は変更する全ての加算について、個別具体的に記載してください。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分(※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等		適用開始日	必要な別紙	
就労継続支援A型 ※別紙2、30必須		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	定員超過	1. なし 2. あり			
					職員欠如	1. なし 2. あり			
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり			
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり			
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)			
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり			
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり			
					情報公表未報告	1. なし 2. あり			
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I			別紙18-1
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I			I別紙3-1 II別紙3-2
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II			別紙5
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり			別紙6
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()			別紙6
					資金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり			別紙14
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II			別紙10
					食事提供体制	1. なし 2. あり			別紙7-2
社会生活支援	1. なし 2. あり			別紙34					
就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額(円) 3. 免除			-					
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV			-					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			-					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			別紙37					
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり			別紙37					
就労継続支援B型 ※別紙2、31必須		1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. II型(7.5:1) 2. III型(10:1) 3. I型(6:1)	平均工賃月額区分(※6)	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満 4. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 5. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 6. 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満 7. 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満 8. なし(経過措置対象) 9. 平均工賃月額が1万円未満 10. なし(生産活動等への支援実施対象)			別紙31
					定員超過	1. なし 2. あり			
					職員欠如	1. なし 2. あり			
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり			
					身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり(障害者支援施設以外) 3. あり(障害者支援施設)			
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり			
					業務継続計画未策定	1. なし 2. あり			
					情報公表未報告	1. なし 2. あり			
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I			別紙18-1
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I			I別紙3-1 II別紙3-2
					重度者支援体制	1. なし 2. I 3. II			別紙5
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり			別紙6
					就労移行支援体制(就労定着者数)	就労定着者数()			別紙6
					目標工賃達成指導員配置	1. なし 2. あり			-
					目標工賃達成加算対象	1. なし 2. あり			別紙27
					送迎体制	1. なし 3. I 4. II			別紙10
食事提供体制	1. なし 2. あり			別紙7-2					
社会生活支援	1. なし 2. あり			別紙34					
福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV			-					
指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当			-					
ピアサポート実施加算(IV、V、VIのみ)	1. なし 2. あり			別紙26					
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			別紙37					
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり			別紙24					
就労定着支援					就労定着支援利用者数	1. 利用者が20人以下 2. 利用者が21人以上40人以下 3. 利用者が41人以上			-
					就労定着率区分	1. 就労定着率が9割5分以上 2. 就労定着率が9割以上9割5分未満 3. 就労定着率が8割以上9割未満 4. 就労定着率が7割以上8割未満 5. 就労定着率が5割以上7割未満 6. 就労定着率が3割以上5割未満 7. 就労定着率が3割未満			別紙32+別紙32-1 ※新規指定は別紙32+別紙32-2
					職員欠如	1. なし 2. あり			
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり			
					支援体制構築未実施	1. なし 2. あり			
					虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり			
					業務継続計画未策定(※15)	1. なし 2. あり			
					情報公表未報告	1. なし 2. あり			
					就労定着実績	1. なし 2. あり			別紙33
					職場適応援助者養成研修修了者配置体制	1. なし 2. あり			-
					福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV			-
地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当			別紙37					

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員規模」には利用定員の合計数を設定する。
ただし、以下の報酬については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
生活介護・・・人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算
施設入所支援・・・夜勤職員配置体制加算、地域移行支援体制加算
自立訓練(機能訓練)・・・就労移行支援体制加算
就労継続支援A型・・・重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、資金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型・・・重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算、就労移行支援体制加算

その場合、「多機能型等定員区分」には、以下の内容を設定する。

生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・各サービス種類の単位毎の利用定員。

(生活介護において、主として重症心身障害者を受け入れる多機能型事業所の場合、事業所全体の利用定員に応じて設定する)

就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・各サービス種類の利用定員。

なお、「定員規模」と「多機能型等定員区分」が同一の場合、「多機能型等定員区分」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。

※3 18歳以上の障害児施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者総合支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特別措置の対象を設定する。

※4 「開所時間減算区分」欄は、開所時間減算が「2. あり」の場合に設定する。

※5 「共生型サービス対象区分」欄が「2. 該当」の場合に設定する。

※6 就労移行支援について、令和6年度報酬改定の基本報酬体系適用後の新規事業所及び指定を受けた日から2年を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

就労移行支援(養成)について、指定を受けた日から3年(修業年限が5年の場合は5年)を経過しない既存事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

就労継続支援A型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

就労継続支援B型について、指定を受けた日から1年を経過しない事業所の場合、「08.無し(経過措置対象)」を設定する。

※7 「大規模住居」欄の「2. 定員8人以上」、施設区分が「介護サービス包括型」及び「外部サービス利用型」の場合に限る。また、「4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)」、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に限る。

※8 「重度障害者支援職員配置」欄は、施設区分が「介護サービス包括型」及び「日中サービス支援型」の場合に設定する。

※9 居宅介護について、「特定事業所(経過措置)」欄は、特定事業所が「2. I」、「4. III」、「5. IV」の場合に設定する。

行動支援について、「特定事業所(経過措置)」欄は、特定事業所が「2. I」、「3. II」、「4. III」、「5. IV」の場合に設定する。

※10 「地域移行等意向確認体制未整備」欄は、令和8年4月1日以降の場合に設定する。

※11 施設区分が「3. 生活訓練(宿泊型)」の場合、「身体拘束廃止未実施」欄は、「1. なし」、「2. あり」を設定する。また、「2. あり(障害者支援施設以外)」を「2. あり」と読み替える。

就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名												
人員配置区分	1. II型(7.5:1) 2. III型(10:1) 3. I型(6:1)											
サービス費区分	1. 就労継続支援B型サービス費 I 2. 就労継続支援B型サービス費 II 3. 就労継続支援B型サービス費 III 4. 就労継続支援B型サービス費 IV 5. 就労継続支援B型サービス費 V 6. 就労継続支援B型サービス費 VI											
定員区分	1	21人以上40人以下	4	81人以上	2	41人以上60人以下	5	20人以下	3	61人以上80人以下		
※ サービス費 I・II・IIIの算定には、工賃向上計画書の策定が必須です。												
平均工賃月額区分	1	4万5千円以上	6	1万5千円以上2万円未満	2	3万5千円以上4万5千円未満	7	1万円以上1万5千円未満	3	3万円以上3万5千円未満	8	なし(経過措置対象)
	4	2万5千円以上3万円未満	9	1万円未満	5	2万円以上2万5千円未満						
前年度の平均利用者数・工賃支払総額	(年度実績)											
	月	4	5	6	7	8	9	10	11			
	工賃総額(円)											
	平均利用者(人)											
月	12	1	2	3	計							
工賃総額(円)					0							
平均利用者(人)					0							
平均工賃月額① (工賃支払総額÷平均利用者数)												
円												
重度障害者支援体制加算 I を算定する場合 (①+2000円)												
円												
ピアサポーターの配置については、サービス費IV・V・VIを算定する場合のみ選択してください。												
IVサービス費	ピアサポーターの配置					有 ・ 無						

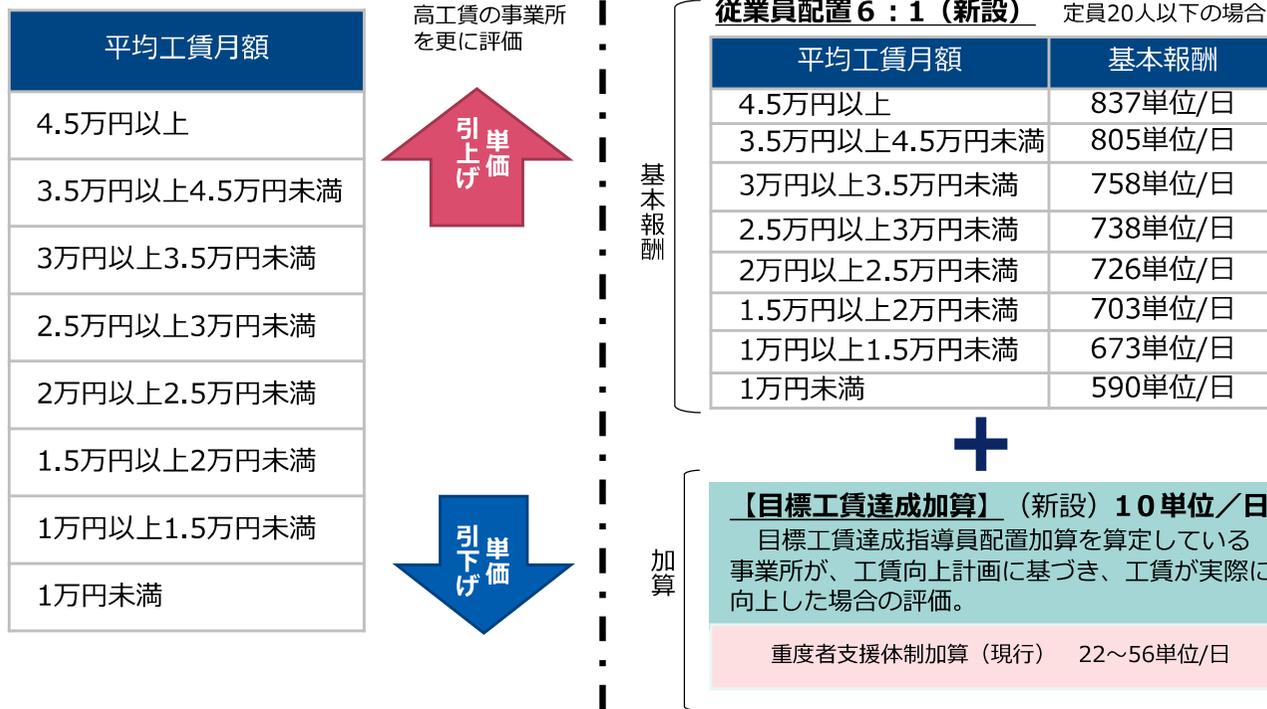
注1 就労継続支援B型サービス費 (I)、就労継続支援B型サービス費 (II) 又は就労継続支援B型サービス費 (III) を算定する場合は、平均工賃月額区分及び前年度の工賃支払対象者数・支払工賃額の状況を記載すること。
 注2 重度者支援体制加算 (I) を算定している場合は、平均工賃月額に2千円を加える。
 注3 平均工賃月額区分「なし(経過措置対象)」は、指定を受けて1年を経過していない事業所が選択する。
 注4 就労継続支援B型サービス費 (IV)、就労継続支援B型サービス費 (V) 又は就労継続支援B型サービス費 (VI) を算定する場合は、ピアサポーターの配置の有無を記載すること。なお、ピアサポーターを配置している場合は、別紙26「ピアサポート実施加算に関する届出書」を提出すること。

就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

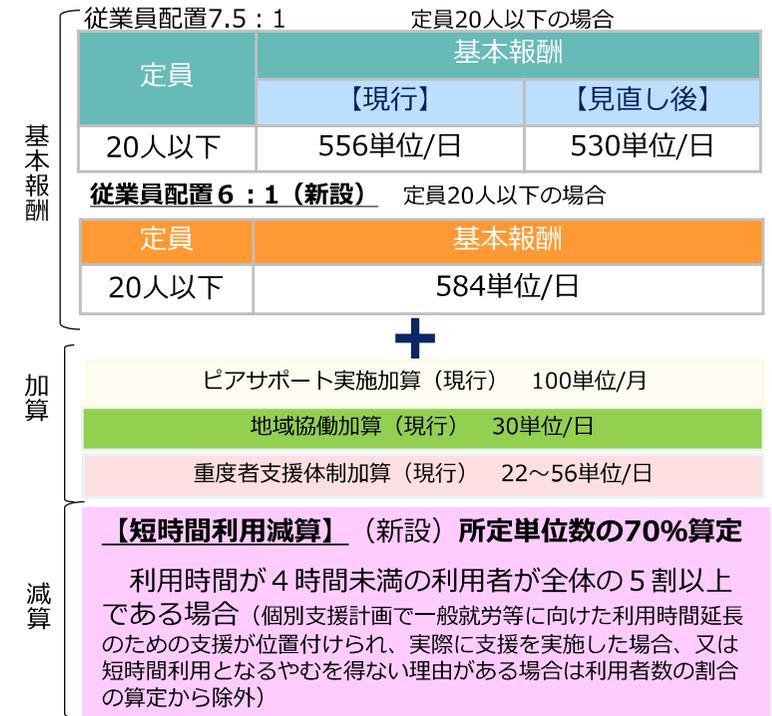
平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の単価を下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

(1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系



(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系



平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額(イ) ÷ 工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止